

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2005.1

No.

31

CONTENTS

- ・よみがえれ！有明海訴訟仮処分決定…1
- ・第47回人権擁護大会シンポジウム第2分科会…2
- ・京都議定書の発効と今後の課題…3
- ・知床調査から ……4
- ・中池見湿地調査報告 ……6
- ・長野県「脱ダム」調査の報告 …7
- ・ドイツ・チェコ自然エネルギー視察 …8
- ・関弁連で里山保全の宣言が採択されました…9
- ・オーストリアとスイスの国立公園を訪れて…10
- ・近弁連人権擁護大会報告 ……13
- ・『概説 土地法 宅地から国土開発・自然保護まで』（須田政勝著）を読んで…13

よみがえれ！有明海訴訟仮処分決定

堀 良一（福岡県弁護士会）

1 「勝訴」「工事止まる」など4本の幕を誇らしげに掲げた若い弁護士が勢いよく佐賀地裁の玄関を飛び出してきたとき、正門前に集まった漁民、支援者はいっせいに「うおーっ」と言葉にならないうめき声のような歓声をあげ、顔をくしゃくしゃにして手をたたきながら、全身で喜びを表しました。

農水省に勝った。いままで何を言っても聞く耳を持たなかったあの農水省が「イサカン」の工事を中断する。「イサカン」に踏みにじられ、生活苦にあえぎ、将来の展望を失いかけていた漁民にとって、佐賀地裁が諫早湾干拓工事の続行禁止の仮処分命令を出した8月26日は、自分たちの正しさが証明され、久しぶりに漁民としての誇りを取り戻した1日となりました。

2 有明海は豊饒の海です。

豊かな干潟が広がる諫早湾は、その豊饒の海・有明海を支える要ともいえる自然環境であり、有明海漁業における漁業資源を涵養し、漁場環境を維持する上で欠くことのできない自然の恵みでした。この自然の恵みは、有明海漁業を基礎とする地域

経済を支え、独特の地域文化をはぐくんできました。干潟や浅海域などの湿地環境を保全しようとする地球環境保全の国際的な潮流の中にあつては、我が国を代表する重要な自然環境として内外の注目を集めてきました。これを保全することは、有明海漁業と地域経済・地域文化を守る上で不可欠であり、地球環境保全の取組におけるわが国の国際的責務でもあります。

3 諫早湾干拓事業は、こうした重要な自然環境を破壊しながら進められました。しかも、その事業たるや、計画自体、なんらの必要性・合理性が見いだせないばかりか、費用対効果すら、いまや事業者の国自身が投資した費用を上回る効果を生み出さないと自認せざるをえない状況にあり、我が国における無駄な公共事業の典型ともいえるものです。

4 この干拓事業は、着工早々から諫早湾内における漁業に深刻な打撃を与えてきました。とりわけ1997年4月の潮受堤防締切後は、有明海の豊饒さを支えてきた海洋構造への深刻な悪影響が顕在化し、かつてなかった赤潮の頻発・大規模化など、有

明海異変と呼ばれる有明海の広範囲に及ぶ環境悪化が顕著となりました。

そのため漁場環境は一変しました。有明海の魚介類は激減し、海苔養殖業は毎年のように不作に見舞われています。廃業する漁民は加速度的に増加しており、有明海漁業そのものが存亡の危機に立たされています。漁民の中からは自殺者が次々に現れ、借金苦から母親と心中を図った痛ましい承諾殺人事件の悲劇までも生んでいます。いまや、この干拓事業がもたらした漁業被害は、極限にまで達しようとしています。

5 これまで本件干拓事業と有明海異変・漁業被害の関係をかたくなに否定し続けてきた国の言い逃れは、今回の仮処分決定によって明確に否定されました。

工事続行禁止を命じるこの仮処分決定の内容は次のようなものです。

第1に、漁業行使権に基づく妨害排除請求権を被保全権利として認めました。

第2に、有明海漁民の被害を丁寧に分析し、とりわけノリ養殖業について「将来の経済生活の面で、極め

て重大で深刻な影響」と指摘しました。

第3に、因果関係については、農水省がノリ養殖の歴史的な不作のなかで設置せざるをえなかったノリ第三者委員会が、諫早湾干拓事業との関連が想定されるとして、それを検証するための開門調査を提言したことを重視し、ノリ第三者委員会が当時の資料と英知を結集して事業と被害との関連性を肯定したこと、その後の研究や調査、漁民の実体験によってそれが裏付けられていること、農水省がその結論を尊重すると言いつつながら、いざ提言が出るとみずから設置した第三者委員会であるにもかかわらず、その提言を受け入れようとしなかった経緯などを丁寧な跡づけながら、開門調査が行われなかったことによる不利益を漁民側に負わせるべきでないとして、法的因果関係としての蓋然性を認定しています。特に、漁民の実体験を評価した

こと、開門調査が行われなかったことの結果を漁民側に不利益に扱ってはならないとして立証の責任を事実上軽減していることなどは特筆すべきでしょう。

第4に、保全の必要性については、「本件事業による債権者らの損害を避けるためには、既に完成した部分及び現に工事進行中ないし工事予定の部分を含めた本件事業全体を様々な点から精緻に再検討し、その必要に応じた修正を施すことが肝要となる」として、そのためには事業の凍結が重要であると述べ、有明海再生の必要性を保全の必要性の中心に据えています。

実は、漁民の被害の深刻さとみずからの設置したノリ第三者委員会の提言をも無視する農水省の暴走を前面に打ち出し、法的な因果関係としてはノリ第三者委員会の示した蓋然性のレベルで十分であり、なによりも求められている有明海再生のため

に事業を止めなければならないという論理は、漁民側が主張した論理そのものです。

その意味で、この仮処分は漁民側の主張をほぼ全面的に受け入れたと評価することができます。

6 いま、この仮処分を機に、現地の状況は大きく転換しようとしています。佐賀県議会と市議会は先日、相次いで仮処分決定の支持決議を採択し、その動きは周辺市町村へと波及しようとしています。

昨年、公害等調整委員会に申し立てた干拓事業と漁業被害の因果関係の存在をもとめる原因裁定もまもなく専門家委員の意見書が提出され、裁定の結論が出ようとしています。

ここでさらに追い打ちをかけ、有明海再生へと状況を大きく転換する闘いは、いよいよ正念場にさしかかろうとしています。

第47回人権擁護大会シンポジウム第2分科会

「リゾート法の検証と新たな展望～環境保護と持続可能な地域振興～」の報告

シンポジウム実行委員会事務局長 谷脇 和仁（高知弁護士会）

2004年10月7日、宮崎市で開かれた第47回人権擁護大会で、シンポジウム「リゾート法の検証と新たな展望～環境保護と持続可能な地域振興～」が開かれました。会場は、リゾート法の適用第1号で、巨大リゾート開発失敗の典型例「シーガイア」（ワールドコンベンションセンターサミット）。海岸の松林（防潮保安林）を切り開いてつくられた立派なリゾート施設で、リゾートや地域振興・ツーリズムのあり方を考えてみました。

シンポジウムは午後0時半に開会

し、第1部でパワーポイントを使った、日本・ヨーロッパ各地のリゾート地の現状の紹介と新しいグリーンツーリズム・エコツーリズム等の紹介映像、それに実行委員会からの基調報告を行いました。第2部が「持続可能な地域社会づくりとツーリズム」と題した宮崎大学入谷貴夫教授の講演と、「リゾートからツーリズムへ」と題した熊本大学佐藤誠教授の二つの講演。そして第3部で、両教授に加え、小野塚昭治さん（新潟県塩沢町観光協会副会長）・野村秀雄さん（宮崎県観光リゾート課課



シンポジウム会場にて

長)・木村治和さん(農水省グリーンツーリズム推進室室長)・中島慶二さん(環境省自然ふれあい推進室室長)の6名によるパネルディスカッションと続き、午後6時前に閉会しました。

またパネルディスカッションの途中、地元宮崎のシーガイア訴訟原告の林さん、大分県安心院町の宮田静一さん、宮崎県綾町の郷田美紀子さん、沖縄西表島の石垣金星さん、大分県湯布院町の米田誠司さんからのとてもリアルな会場発言があり、また宮崎西高校の平石正道さんと宮崎大学の丸山礼さんから、それぞれの感想を述べていただきました。

参加者は、日弁連会員327名・パネリスト6名・一般参加者58名・大学生61名・高校生130名・来賓2名・マスコミ10名の合計594名で、会場いっぱいの盛況となりました。

ところで日弁連では、1991年の人権擁護大会(宇都宮)で、リゾート問題のシンポジウムを開き、リゾー

ト法廃止の決議をしていましたが、今回はその後の検証と共に、内発型の地域振興の具体例やグリーンツーリズム・エコツーリズムといった新しい動向を紹介・分析するという位置づけでした。

参加者の感想文を見ても、わかりやすいシンポジウムで、現場からの報告や発言も具体的だったなど、おおむね好評でした。当初意図した、決議を出しっぱなしのものにせずに責任をもって検証し、さらに新しい動向についてもしっかり取り組むという目的を十分果たし、さらに翌8日の人権擁護大会での「リゾート法の廃止と、持続可能なツーリズムのための施策・法整備を求める決議」につながり、深める内容になったと思います。

ただ、反省点としては、高校生・大学生の授業による参加だけではなく、一般市民の参加者をどのように増やしていくのか、シンポジウムの内容面で法的な問題点の深め方、一



シンポジウムの様子

人一人の発言時間をもう少し増やせないかなど、いくつか改善点が指摘されています。

またシンポジウムの過程で浮かび上がってきた、今後公害対策・環境保全委員会で検討していくべき課題として、①土地所有法制の抜本的改革、②バカンス法の検討、③住民参加制度の具体化などがあります。いずれも一筋縄ではいかない課題ですが、活発な議論を期待したいと思います。

シンポジウムにご協力いただいた関係者のみなさんに心から感謝いたします。ありがとうございました。

京都議定書の発効と今後の課題

早川 光俊(大阪弁護士会)

1 京都議定書が発効

11月18日ロシアの京都議定書の批准書が国連事務総長に寄託され、2005年2月16日に京都議定書が発効します。

京都議定書の発効には、55カ国以上の締約国と、先進工業国の55%以上のCO₂排出量を持つ国の批准が必要であり、アメリカとオーストラリアが京都議定書交渉から離脱してしまったため、17.4%のCO₂排出量を持つロシアの批准が議定書発効の条件になっていました。

京都議定書は、地球温暖化防止のための唯一の国際的枠組みであり、

議定書の発効は地球温暖化防止の重要な第一歩です。

2 増加する温室効果ガス排出量

京都議定書の削減目標は、地球温暖化防止のためには極めてささやかな削減目標ですが、この削減目標を確実に達成することが地球温暖化防止の第一歩です。

ところが、付属書I国が提出した第3回国別報告書に基づく先進国の温室効果ガス排出量と今後の予測によれば、1990年から2001年までの経済移行国以外の先進国の温室効果ガス排出量は8.3%の増加し、このま

までは、2010年には先進国全体で約10%、経済移行国を除く先進国全体では17%も増加してしまうとの予測になっています。

日本でも、温室効果ガスの排出量は増加し続けており、2003年度の排出量は90年比で8%も増加しています。経済産業省などの試算によれば、現在の地球温暖化防止の政策と措置がすべて実施されても2010年に90年比で5%も温室効果ガスの排出量が増加してしまうとされています。

3 削減目標の確実な達成が最大の課題

日本政府は現在、地球温暖化防止のための政策を定めた「地球温暖化対策推進大綱」の評価見直し作業を進めていますが、対策の先延ばしや、政策強化を回避しようとする動きが産業界や政府の一部から強まっています。また、炭素税の導入や国内排出量取引に対しても、産業界などは強く反対しています。

そもそもこの大綱は、日本の6%の削減目標のうち、5.5%を吸収源や京都メカニズムによって達成するというものであるうえ、2010年までに原子力発電量を2000年比で約3割増加することを前提とし、省エネルギー対策の約3割を経団連の「環境自主行動計画」に頼っています。しかし、原子力発電所の新増設計画は日本でもほとんど不可能となり、経団連の自主行動計画の実効性を担保する政策がありません。

現在の地球温暖化対策推進大綱の政策がすべて実施されたとしても、温室効果ガスの削減はできないとされ、結局、排出量取引などの京都メカニズムにより数字あわせをするし

かないとのことで、日本政府はルーマニアやブルガリアなどと、二酸化炭素など温室効果ガスの「排出量」の購入に必要な政府了解覚書(MOU)を結ぶことを決め、交渉に入ったとの報道がなされています。

4 第2約束期間以降の将来枠組みの議論

京都議定書第3条第9項は、第1約束期間の終了する少なくとも7年前の2005年末までに、第2約束期間以降の目標について検討を開始しなければならないとしています。

第2約束期間以降の将来枠組みは、総量削減、法的拘束力、遵守制度などの京都議定書の骨格を引き継ぐもので、その削減目標は、少なくとも第1約束期間の削減目標を大幅に上回るものでなければなりません。

ところが、日本の産業界や一部の省庁に、将来の枠組みを、総量削減ではない原単位目標にし、法的拘束力もなくし、遵守制度も緩める、京都議定書とは全く異なる枠組みにしようとする動きがあります。こうした動きは、進行する気候変動に対す

る危機感に乏しく、気候変動を防止しようとする意思に欠けていると言わざるを得ません。

5 急速に進行する地球温暖化、残された時間は…

今年の日本は記録的な猛暑で、各地で真夏日の日数を更新しました。台風も、記録的な大型の台風が10個も上陸し、これまでの最大6個から大幅に記録を更新しました。アメリカでも4つのハリケーンにより120名もの人命が奪われ、100億ドルの損害を与えたと報道されています。地球温暖化は、私たちが思っているより、はるかに急速に進行しているように思われます。

世界の環境NGOのネットワークである気候行動ネットワーク(CAN)は、「気温上昇幅を産業革命以前から2℃未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある」と警告しています。すでに0.7℃上昇してしまいました。残された時間は多くありません。緊急の行動が必要です。

知床調査から

1 北海道弁護士会連合会(道弁連)公害対策・環境保全委員会は、去る10月16、17日、世界遺産登録が期待されている知床国立公園を視察しました。参加メンバーは札幌弁護士会から7名、日弁連から2名、地元網走から1名の総勢10名の弁護士でした。調査の目的は、原生的自然が多く残されている北海道の中にあっても、最も保存状態が良いとされる知床を視察し、現在の自然環境保護の

あり方、世界遺産登録申請中の現在の動き、同登録が果たされた場合にツーリズムが環境に与える悪影響などについて検討をする目的でした。

自然保護部会では、2006年に釧路で行われる予定の人権擁護大会において、野生生物のエコマネージメントや国立公園のあり方を考えるシンポジウムを開こうと計画しており、地元の札幌弁護士会や道弁連の公害環境委員会と連携しながら、その準備

をしている最中なのです。

2 我々は、まず、知床の斜里町ウトロにある知床財団を訪問し、山中事務局長からお話を伺いました。知床の斜里側には知床八景(知床五湖、オシニコシンの滝、フレベの滝、カムイワッカの湯など)と呼ばれる名所が多数あり、知床五湖を中心に夏場多数の観光客が訪れ、オーバーユースの問題が生じ、観光客が持ち込

高橋 智(札幌弁護士会)

んだ食べ物を残し、野生のクマがそれを食べて味を覚えてしまう危険性があること、さらに、陸路では行けない岬の方へ、シーカヤックなどを利用して海路を経由し知床岬に上陸してキャンプをする人々があり、やはり、食べ物を持ち込んでしまっている実態等をお聞きしました。

また、北海道では道東を中心に、天敵のオオカミがいなくなり、狩猟圧力も減っていることからエゾシカが大量に増え、シカが好まないアメリカオニアザミ（外来種）とハンゴンソウ以外を食べてしまって、植物相がこの二つに偏るという状態になってしまっているという影響が出ていることを知りました。

さらに、公園を管理している環境省の職員は斜里側は2名で、知床財団が環境省や地元斜里町の委託を受けて、ヒグマ保護対策、ヒグマの被害にあわないようにするための観光客への啓蒙活動などを行っているとのことでした。斜里町の知床財団は、いろいろな意味で知床国立公園の環境保全に大きな役割を果たしていることを知りました。

3 次に、我々は岩尾別川の砂防ダムを訪れ、ダムによって河床が低下しているのではないかとされている現場を視察して来ました。説明してくれたのは、砂防ダムの問題に取り組んでいるカメラマンの稗田一俊氏で、同氏から、河床低下は上流からの小さい石などが川に供給されないために、河床が安定せず、どんどん下流に土砂が流されてしまい、河床が低下し、河畔の土砂をえぐるようにして取り除いてしまうという現象が起きているという説明を受けました。

また、同ダムが、淡水魚類にどのような影響を与えているのかについては、淡水魚などの研究、調査をされている桑原禎知氏からレクチャーを

受けました。ダムの設置は、河床低下を招き、ダムと川面の大きな段差をもたらし、魚道が付けられている場合でもそれが使えなくなってしまっていて、サケの遡上を阻んでいることも考えられるとのことでした。また、レクチャーの中で、サケマスのふ化事業は、サケマスの自然産卵を阻んでいる。サケが自然産卵するということは、貴重なタンパク源を川の上流にもたらし、これによって、大型ほ乳類や猛禽類は飢えずに済むというすばらしい食物連鎖が成立している。という説明を受けました。

ちなみに、IUCN¹のデビッド・シェパード保護地域事業部長が今年7月に来日し、知床の現地調査を実施し、候補地内の河川にある数十基に及ぶ砂防ダム等について、人間の福祉や生活に深刻な危険を及ぼさない場合には将来河川工作物（ダムなど）を撤去する必要性などを指摘しました²。

知床が世界自然遺産登録を受けるためには、いくつもの自然保護政策と原生的自然を取り戻すための積極的施策が必要だということを感じました。

私が2年前に訪れたフロリダでは氾濫源を元の姿に戻すために、小さなダムを爆破して破壊し、氾濫源内にあった牧場を立ち退かせていました。知床を自然遺産とするためには、できるだけ、ダムを撤去し、元の自然の姿に戻すことが必要ではないでしょうか。

4 翌日は、環境省のレンジャーの方に同行して、特別保護地区に入ることができ、幸運にも6頭のヒグマを目撃し、そのうち1頭を20mという至近距離で観察することができました。野生のヒグマは美しい金色の被毛で覆われ、神様が宿っているような雰囲気を持っています。知床は、番屋の漁師とヒグマの交流などが

ら、クマが人を襲うことは無く、奇跡的に人とクマが共存しているところであることを番屋の船頭さんからお聞きしました。知床に残る原生的自然、遡上するサケが、ヒグマに食べ物を十二分に供給してくれているのでしょうか。調査から戻る際、真っ赤に染まった知床の断崖と荒々しい海を見ながら、この地は後世に絶対に残すべき土地であるという思いを強くしました。

5 余談となりますが、今年の人権大会では、リゾートやツーリズムのあり方を取り上げましたが、知床もマストツーリズムの波に巻き込まれようとしています。大勢の観光客は、大型バスでやってきて、知床五湖のうち1つの湖だけを回って、去っていきます。大型レストランで、海鮮料理を食べて、ホテルではカラオケをします。都会の喧噪を離れ、夜の星の輝きに目を見張りながら、露天風呂に浸かるということを想像して調査に来たのですが、ホテルで食事中、隣室の大宴会場からカラオケが大音響で聞こえてきました。最果ての地で何故他人のカラオケを聞かねばならないのか。日本人の旅行のスタイルについて、本当に考えさせられました。

1 IUCN（国際自然保護連合）は、1948年に設立された、国、政府機関、NGOからなる国際的な自然保護機関である。IUCNの世界保護地域委員会（WCPA）が中心となって、自然遺産に関し技術的



知床にて

な評価・調査をおこない、自然遺産の登録について助言している。

2 なお、11月2日、「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」は、現在、住民の生命や財産を保全するため、一般的に地域の要請に基

づいて設置しており、土砂流出や山腹の崩壊を防ぐことにより森林の生育基盤を保全する機能や、土砂災害を防止する機能を果たしているので、将来における対応は別として、住民の生命や財産を保全

する必要がある間は、河川工作物を撤去することは困難であるとする旨の回答をしたとのことです。(林野庁ホームページ参照)

■ 中池見湿地調査報告

安藤 健 (福井弁護士会)

1 2004年11月7日、8日の両日、日弁連と福井弁護士会の合同で、福井県敦賀市にある中池見湿地の調査を実施しました。日弁連としては、2002年の人権擁護大会シンポジウム実行委員会による調査以来のものとなりました。

中池見湿地は、福井県敦賀市北東部に位置する面積約25ヘクタールほどの低地泥炭湿地です。周囲を標高100~170メートルの天筒山、中山、深山の三山に囲まれた袋状の谷に堆積物が埋積してできあがった袋状埋積谷と呼ばれる珍しい地形で、地下には、約40メートルにわたり堆積物が埋積した泥炭層があります。また、絶滅危惧種を含む多くの生物の生息が確認されており、生物多様性に富んだ湿地です。

2 中池見湿地は、江戸時代初期ころに開墾され、戦後、全国的に乾田化が進むなかでも、奥深い泥炭層のために湿田として昔ながらの農業が行われていました。

しかし、開発の波が押し寄せ、1985年に工業団地開発計画が持ち上がり、1992年には大阪ガスのLNGガス基地計画が持ち上がりました。LNGガス基地計画は時代の流れもあり、2002年には計画中止が決まり、大阪ガスによって買収された用地は、2005年3月31日をもって、敦賀市に寄付されることになっていま

す。

3 11月の調査ということで気候を心配していたのですが、現地を訪れた11月7日は晴れ晴れとし、11月としては非常に暖かい調査日和でした。長靴に履き替え、案内をしてくれたNPO法人ウエットランド中池見の方とともに湿地内を歩きました。天候が良かったせいか、動物も活発に活動していたようで、この時期としては多くの生物に出会えたように思います。

湿地の東南部には、大阪ガスがLNGガス基地計画において、湿地破壊の代償として環境保全エリアをもうけました。この環境保全エリアは、湿地の一部ですが、柵によって遮断されているために、いったん山を降り、自動車でも5分ほどの移動をしなければ入り口にたどり着けません。今でこそ事前に連絡さえしておけば出入りを開放してもらえますが、かつては赤外線センサーによって侵入者を監視していたそうです。この環境保全エリアは、湿地部分で3ヘクタール、周辺里山を含め10ヘクタールあるそうですが、LNGガス基地計画が進められれば、多様な生物群がこの狭いエリアに押し込められ、生態系は完全に破壊されていたかもしれません。

4 11月7日の午後はNPO法人ウエットランド中池見、11月8日の午

前は敦賀市市民生活部環境課から聞き取りを行いました。両者は、中池見湿地を保全するという考え方は一致するものの、細かく見ていくと大きな隔りがあるようです。

保全に対する考え方として、NPOは里山地域を含む湿地全体の保全策を探るべきと考えているのに対し、敦賀市は環境保全エリアの維持管理を中心に考えています。ラムサール登録についても、NPOは、2005年の第9回締約国会議での登録を目指しているのに対し、敦賀市は、2005年の登録は全く考えていないようでした。1990年ころから活動を開始し、トラスト運動を展開したり、1999年のラムサール条約締約国会議(コスタリカ)や2000年の国際泥炭湿地会議(ケベック)など国際的な活動を展開するNPOと、2005年管轄として受け持つことになった敦賀市環境課とでは、活動の歴史から温度差はまだまだ激しいのかもしれませんが。

また、敦賀市は、中池見湿地の保全策を検討する中池見検討協議会を設置していますが、委員の人選、会議資料や議事録の公開など住民参加による保全策の検討には課題は少なくないようです。

5 今回の調査を受け、2005年2月26日に福井県敦賀市でシンポジウムを開催する予定ですので、多くの皆

様のお越しをお待ち申し上げております。

長野県「脱ダム」調査の報告

97年の河川法改正を受けて、現在、各地で流域委員会が設置されています。しかし、そのほとんどはダム反対派の住民にとって納得できる機能を果たしていません。

河川法改正に先立ち、日弁連では95年10月に高知市で開催された第38回人権擁護大会において「河川行政の転換を求める決議」を採択しました。そこで求めた住民参加手続は、改正法における河川整備計画段階での住民参加手続として取り入れられました。しかし、実際にこれによって実効的な住民参加が実現されているか否かは、検証されなければなりません。

水部会では今年のテーマを「治水と住民参加」とし、河川法改正後の住民参加手続の実態を検証するとともに、最近の破堤災害や総合治水対策も射程に入れ、治水を流域住民の手に取り戻すために、さらにどのような法制度が求められているかを調査研究することとしました。そしてその皮切りとして、2001年2月の「脱ダム宣言」で一躍全国的に有名になった長野県に赴き、現地調査を行いました。

長野県では、2000年12月に田中知事が就任し、翌01年2月に「脱ダム」



諏訪湖の釜口水門

宣言を行いました。これに対して議会側からの提案により「治水利水ダム等検討委員会」が設置されました。すでに下諏訪ダムについて建設反対の訴訟が提起されていた砥川については、13回の部会を経て02年6月に答申が出されました。これを受けて県は、河川改修の「枠組み」を提示するとともに浅川ダムについて契約を解除しました。そして、03年4月、「枠組み」に基づいて砥川「河川改修原案」が示され、これを叩き台として、現在、住民主体による「流域協議会」が設置され、提言がまとめられ、説明会・公聴会が開催されています。治水利水ダム等検討委員会では県の管理する9河川を対象河川としていますが、現在そのすべてに流域協議会が設置され、住民主体の審議が続けられています。流域協議会は河川改修原案に対する審議に止まらず、将来的には継続的な流域住民組織として構想されているようです。

注目すべきは「流域協議会」のきわめてユニークな組織形態です。要綱等によれば、流域関係市町村に居住、通勤等あるいは財産を保有していれば誰でも応募でき、応募者全員が会員として登録されます。任期は無く、入会退会は自由であり、まったくの無報酬です。ちなみに、砥川の場合、改修対象区間は2.8kmですが、流域協議会への応募は35名程度、実際の議論は31名で行いました。座長は民間会社に勤務する会社員で、ダム反対派でしたが、ダム賛成派の推薦で座長に選任されたそうです。

赤津 加奈美 (大阪弁護士会)



砥川の河口付近



橋脚が問題とされた富士見橋



旧ダム（下諏訪ダム）サイト付近

長野県では地元紙が有力で、治水利水ダム等検討委員会の審議内容なども連日のように報道されたため、「基本高水」という河川工学の専門用語が小学生でも知っているほど日常用語化したと言われています。しかし、流域協議会の会員が全員、基本高水の算出法などまで知っているわけではなく、自分の知っている川の知識を出し合って議論が進められ、洪水は困るけれども床下浸水程度ならという辺りの一致で、ダムな

し提言がまとまっていったということでした。地域の知識を生かし、自分たちの安全度は自分たちで決めるという自治が長野県ではすでに始められていました。

これらの調査研究の成果として、水部会では下記のとおり来年にシン

ポジウムを予定しています。

日時：2005年12月3日(土) (予定)
場所：大阪市内 (未定)
内容：流域委員会の検証と流域自治の実現に向けて

ドイツ・チェコ自然エネルギー視察

高橋 耕 (岩手弁護士会)

1 はじめに

エネルギー・原子力部会は、2004年10月30日より11月7日までドイツ・チェコを廻り、自然エネルギーの発展状況を視察しました。EUでは2010年までにEU全体の総発電量に占める自然エネルギーの割合を22%とすることを目標としています。それに伴い、各国毎に指標値が割当てられており、ドイツは、2010年までに12.5%、2020年までに20%、チェコは2010年までに8%となっていますが、両国ともこのハードルは容易に越えられる状況にあります。特にドイツは、20年後にはすべての原発を停止させることを前提にその代替エネルギーとして位置づけられています。



5 MWの風力発電機

2 5MWの風力発電機

私達はまず、ハンブルク郊外のブルンスプッテル原発の隣地にある風力発電機メーカーのリ・パワー社のインフォメーションセンターを訪ねました。ここには風力発電では最大の5 MW/h (1 MWは1000kW) の出力のものが組み立てられていました。羽の直径126m、高さ183m、重さ120トンで、この発電機は、海洋上に建設が予定されているものです。200機建設されれば、100万kWの原発一機に相当する発電量が得られる計算ですから、その大きさに驚きます。開発費に約20億円を要し、EUとシェルスビッヒ・ホルスタイン州 (ハンブルクの北方にある州) より、開発費の援助を受けました。ドイツでは、このような発電機を海洋上に大量に建設し、2,500MWの発電量を計画しています。

3 シェルスビッヒ・ホルスタイン州の膨大な計画

軍港で有名なキールが州都です。ハンブルクより電車で北へ1時間、車窓からなだらかな畑にたくさんの風車群が見えました。

ドイツでは、再生エネルギー法 (EEG法) が2000年に立法されており、電力会社は自然エネルギーによる電力の買取義務がありますが、電

力会社は電力料金に上乗せすることができます。州の経済交通大臣の政務次官ホイクト氏は、再生エネルギー法の意義について、

- ① 気候変動対策。
- ② 自然保護、環境保護に貢献する。
- ③ 国民経済全体に与える長期的コストを計算に入れる (石炭-CO₂のコスト計算に入れる)。
- ④ 化石燃料に別れを告げ、世界の紛争から逃れる。石油を廻る争いは起きるが、太陽・風を廻っては起きない。
- ⑤ 再生エネルギーは、太陽・風・バイオマスなど広く、その開発によって人類の技術発展に貢献する。

にあるとしています。特に、シェルスビッヒ・ホルスタイン州では、2004年現在、電力の25%を風力発電でまかなっており、2010年までに50%を目標としています。海洋のファームの認可は州が行いますが、ドイツでは、漁業権は日本のように強くはありません。漁民には、外国船の底更き網漁を禁止し、発電所付近に魚礁をつくる等の提案をして、共存共栄を図りたいと述べていました。

州は、風力発電を行う土地を総面積の1%と限定しています。農民には地代が入ると共にこの10年間で



ライプツィッヒの太陽光発電

5000人もの新たな雇用が生まれました。風力発電が50%を越えた後は、バイオマス・太陽も考えているということでした。

4 環境省など

その後、私達はエコ研究所、環境省、再生エネルギー公社、ドイツ風力エネルギー協会、ライプツィッヒの太陽光発電所などを訪問しまし

た。ドイツでは、自然エネルギー技術を輸出の対象と考えており、太陽光、太陽熱はドイツには向かないがスペイン等に輸出しています。

5 チェコの現状

最後にプラハの環境省を訪問しました。チェコは、火石燃料（特に褐炭）に頼ってきたため、環境破壊が激しく、社会主義時代にその解決策として原発を選択しました。1990年ドコバニにソ連型の原発4機をつくり、現在も動いています。その後、テメリン原発を2機つくりましたが、政変後にソ連型の原発に、ウェスチングハウス社の技術を導入したため、木に竹をつなぐようなこととなり、故障が多いそうです。チェコ

では、電力が余り、3割は、ドイツ、バルカン諸国に輸出しています。EU加盟とともに、2030年までに自然エネルギーを16%にすることとし、法律を審議中です。バイオマスを中心に水力も増強して組み立てるとのことでした。

ドイツ・チェコともに自然エネルギーの開発に熱心です。それに比較するとわが国は、発電も電力量ベースで1998年実績9.7%を2010年目標11.3%とするもので、消極的です。自然エネルギーは、環境のみならずエネルギーセキュリティーにも資するものであり、原発を中心とした電力構成比を根本的にあらためる必要があることを痛感しました。

関弁連で里山保全の宣言が採択されました

青木 裕史（東京弁護士会）

平成16年9月25日、鬼怒川温泉にて、関東弁護士連合会主催のシンポジウム「里山保全の新たな地平をめざして」が開催されました。関弁連では10年前にも、里山の保全をテーマにシンポジウムを開催していますが、この10年間に里山の重要性が再認識される中で、さらに里山保全を前進させ、何が保全のために必要であり、何が欠けているのか、現状はどのようなものなのか等々、再検証の必要性を強く認識したため、敢えて同一テーマでのシンポジウムを企画しました。しかし、いざ準備を始めてみると、里山保全の意義や方法、法制度について、10年前以上に進んだ考えはなかなか出てきません。地元で実践する市民団体は経験と実績を積み、自治体の中にも積極的に市民団体との連携を図ろうとする動きもあり、法律も整備されつつ

あります。このような中で、関弁連として何が言えるのか、また言わなければならないのか、二次的な自然である里山の保全はなぜ必要なのか、悩みは尽きませんでした。

そのような悩みを抱えながらも、委員会では現場第一主義を基本として、15回以上の国内現地調査や海外調査、市民団体代表者や研究者などを招いての学習会を繰り返し行いました。その結果、里山が生物多様性に富む場所であり、その自然的価値の重要性が再認識されるとともに、

有史からごく最近まで生活の場であり、生産の場であり、文化や歴史をも育む場所であったこと、つまり、私たちが里山（その全ての構成要素）は共存・共栄していたことがあらためて浮き彫りになりました。しかし、現在では、社会の発展とともに、この共存・共栄関係が崩壊し、各地で普通に存在する里山の崩壊が進んでいます。

このような現状の中で、生活の場から切り離されつつある里山保全に説得力を持たせるにはどうすればよ



都立公園となった里山



シンポジウムの様子



くぬぎ山再生事業（萌芽更新）

いのか。私たちはギリギリまで議論を重ねました。

その結果、里山保全を、自然保護や生物多様性の観点からのみ捉えるのではなく、里山の歴史的な成り立ちを把握した上で、里山を持続可能な社会の構築をめざすために大量生産型から循環型の社会経済システムへの転換を図っていく方法論とリンクさせて、里山を私たちの社会の循環性の象徴として保全していかなければならないという基本理念を示す

ことにしたのです。そして、そのための課題として、基本法の策定、農業の位置づけの見直し、持続可能な農林業への転換、都市緑地保全の緊急措置、所有権論の再構築・共同資源管理の方法論の構築・自然アクセス権の確立、里山での環境教育の重要性等を指摘するという画期的とも言える提言を行うこととなりました。

ところで、今回のシンポジウムを開催するにあたって、基調報告書を作成しましたが、これには、現地調査の様相を収録したDVDが付録として漏れなくついてきます（報告書についてはご好評いただいています。）「関東里山巡り」が楽しめるとともに、現場での里山保全の苦労話なども収められており、難しい理屈を抜きにして、里山を後世に伝える意義がおわかりいただけると思います。もちろん、そこに取り上げられ



里山を散策する姉弟（里山は楽しい）



ペレット工場（バイオマス燃料）

ていない里山も負けず劣らず素晴らしいことは言うまでもありません。皆さんもこれを機会に、近所の里山を訪れ、里山のすばらしさを再認識してください。

■ オーストリアとスイスの国立公園を訪れて

—中弁連シンポの調査と報告—

栗山 知（岐阜県弁護士会）

1 ドナウ川の水は青いか？

ルフトハンザの機体がゆっくり旋回すると眼下に運河もしくは大きな水路のようなものが見えてきた。水面の色はあまりきれいではない。これは何だろう？地図と見比べる。もしかしてドナウ川か？あの「美しき青きドナウ」の名曲が頭によぎる。何とドナウ川は青くなかった。胸の中に軽い失望を覚えながら、ウィーンへの着陸の準備を始めた。

私は、平成16年6月23日、ウィーンへ降り立った。今年の秋、岐阜で中弁連のシンポジウムを行うため、そのテーマとして自然公園と地域振興を取り上げることになった。その

調査として中弁連のシンポ実行委員を中心に16名でオーストリアとスイスの国立公園を調査に来たのである。

中弁連シンポに伴って海外調査するのは初めてであり、中弁連理事会では、当初海外調査など必要かという意見が出そうな雰囲気の中、海外調査の成果である写真などをシンポでしっかりと紹介することを条件(?)に承認されたのである。

2 ウィーンからザルツブルグへ

ウィーンでは、シェーンブルン宮殿の隣のホテルで泊まり、早起きをして同宮殿の庭園を見学した。シェ

ーンブルン宮殿は、マリー・アントワネットが15歳でフランス王家に嫁ぐまで、夏の宮殿として育った所である。その後、日本大使館の会議室を借りてオーストリア環境省のハスラーさんから聞き取りをした。オーストリアでは、当初ダム建設の反対運動から国立公園が設立された経緯や、国（連邦）レベルで国立公園法はなく、州法で規定されていることが説明された。連邦と州は契約を結んで連邦が国立公園の予算の一部を出している。オーストリアには現在、6つの国立公園があるが、最近設立された4つの公園は公社として運営がなされており、うまく運営されて

いるとのことであった。

その後、昼食を食べてすぐにバスでザルツブルグへ移動した。ここが調査旅行の悲しいところであり、初めて訪れたウィーンはほとんど見学することもなく、半日で別れを告げたのである。その夜は実際にモーツァルトが演奏したこともあるザルツブルグのミラベル宮殿でコンサートを聴いた。モーツァルトの弦楽四重奏であったが、部屋の天井付近に鳩がいてその羽ばたきと鳴き声が重なるのも古い宮殿ならではの雰囲気を感じ出していた。

3 オーストリアの氷河と乙女の滝

ザルツブルグからは一路南へグロスグロックナー山岳道路を通して、ホーエ・タウエルン国立公園へ入っていった。ホーエ・タウエルン国立公園は、ザルツブルグ州、ケルンテン州、チロル州の3州にまたがる面積約1800km²の中部ヨーロッパ最大の国立公園である。

公園内には、オーストリア最高峰のグロスグロックナー山(3798m)を始め、3000m級の山々が聳え立ち、またオーストリア最大の氷河であるパステルツェン氷河が横たわっている。また、この公園の中央部を南北にグロスグロックナー山岳道路が貫いており、この道路は標高2500mまで達している。乗鞍又は立山の道路にも似ていると感じた。

旅行前の計画では、氷河の上に立つということを知っていたのだが、氷河が溶けてどんどん低くなっているため、ケーブルカーで谷に降りてから氷河まで更に200mは降りなくてはならなかった。バスの出発時間まで余裕があまりないとのことと皆が諦める中、ここまで来た以上氷河の上はどうしても立ちたいとの気持ちを抑えきれず、御子柴さんと氷河まで下っていった。氷河の上には柵があり歩ける部分は意外に狭く、少

し先には氷河の氷で彫刻をしている人のチェーンソーの音が響いていた。写真だけ撮るとすぐに戻るべく谷を駆け上がろうとしたが、意外にきつく、皆が待つ中バスの出発時間に遅れてしまい本当に申し訳なく思った。

その晩は、ハイリゲンブルートという谷間の美しい村で泊まり、翌日は公園のインフォメーションセンターや乙女の滝を見学した。公園の利用者が集中しないよう年毎にテーマを決めて見学する場所を設けているようで、この年は水がテーマであった。滝のすぐそばまで登山道があり、見学する場所も作ってあった。この滝は、昔乙女が悪魔に言い寄られたとき、勇敢にたたかい、滝に身を投げたが小指を怪我するだけで助かったという話が伝わっているとのことであった。

4 アルム農園のビールで乾杯

ホーエ・タウエルン国立公園を後にして、オーストリア西部のインスブルックに移動した。インスブルックとはイン川に架かる橋という意味である。

ここでは、その郊外にあるアルムを訪れた。アルムとは、ヨーロッパアルプス山脈に普遍的に分布する森林限界上部(概ね標高2000m以上)の自然草地であり、谷間の常住集落の上方に位置し、乳牛・若牛・羊・山羊・馬などの家畜の夏季放牧に利用されている。

インスブルックの町のはずれからロープウェイを乗り継いで標高約2300mまで登り、そこから歩いて麓まで下っていった。途中急斜面にもかかわらず羊たちが草を食べており、我々がすぐ脇を歩いていても悠然たるものであった。

かなり下っていったところのアルムヒュッテで休憩し喉を潤した。アルムヒュッテはアルムの放牧のため



ハイリゲンブルートからグロスグロックナー山を望む

の小屋であるが、ここは観光地化されたアルムヒュッテであり、観光客が宿泊したり、食事をしたりできるのである。

このアルムヒュッテまでは自動車が通れる道もあり、その後はこの道を下っていったが、普段使わない筋肉を酷使することとなった。自然を満喫し、保護するのは大変な努力がいることだと身にしみて分かった。

5 50年前の山火事の跡

オーストリアの次は、西隣のスイスにバスで入国したが、簡単なゲートがあるくらいで国境を越えたという感覚はほとんどない状態であった。サンモリッツという高級リゾート地に到着し、サンモリッツ市役所の職員と意見交換をした。その後、ロープウェイでコルバッチ(3303m)に登り、アルプスの厳然とした山並みや氷河、放牧されている牛たちを見学した。ここは、観光地だけあって日本人の観光客、それも比較的高齢の方のツアー客が大勢いた。サンモリッツのホテルの周辺でも日本語で話しかけられるほどであった。

私は、日本から安物のハイキングシューズをもっていったが、インスブルックの下山で酷使したためかソール部分が剥がれてしまい、サンモリッツですばらしい本場物の登山靴を購入することになった。私には良品すぎて、日本に来てから大切に保管しているが、この靴で日本のアル



パステルツェン氷河にて

プスも踏破してみたいと思っている。

翌日、スイス東南部のイタリア国境沿いにあるエンガディン地方にあるスイス国立公園を訪れた。スイスは国全体が観光地か公園のようであるが、国立公園は唯一ここだけである。しかし、ここはいわゆる「観光地」ではない。日本からスイスへ訪れる一般的な観光客もスイス国立公園に行く人はほとんどいないと思われる。

スイス国立公園は、1914年に設立されたが、国立公園法には「スイス国立公園は、全ての動植物が人間からのあらゆる干渉から保護され自然の遷移に委ねられる保護区である。」と規定しており、スイス国立公園が目指すものは原生自然の回復、すなわち、この地に人が移り住む前の5000年前の自然を取り戻すことである。

そのため、スイス国立公園ではあらゆる人的影響を排除し、農林水産業、狩猟等を行われておらず、公園内に入る客にも「①定められたルートをはずれてはならない、②犬その他の動物を公園に入れてはならない、③動物・木・石等あらゆる自然のものを採取してはならない、④野

営・たき火をしてはならない」等の厳しい規制がある。

見学していたルートから見える山の中腹に、1951年に山火事で焼けた跡があったが、この山火事の時にも消火という人的干渉はしなかったということである。鎮火後も自然のままに放置され、自然状態での再生の様子が調査されている。しかし、50年以上経過した現在でも裸地状態で草木は根付いていない。

このように、オーストリアとスイスで対照的な2つの国立公園を見学することができた。

6 氷河特急の窓は開かない

サンモリッツからチューリッヒまで、一部の人々は氷河特急に乗って、傾いたグラスでワインを楽しむという優雅な旅を楽しんだようであるが、私を含めその余の人々は氷河特急の前方に位置する通常の車両で途中まで、氷河特急と同じ景色を楽しみながら移動をした。

氷河特急の車両では窓が開かないが、何と我々の乗った車両は窓が開くため、窓を開け放して身を乗り出してカメラ、ビデオ撮影をしまくったのである。まさに「世界の車窓から」であり、トンネルから出るといきなり高さ65mの石橋（ランドヴァッサー橋）を渡るポイントは絶景であった。

チューリッヒでこの調査旅行は終わりを告げ、皆仕事の山積する日本へ帰国した。

7 シンポジウムは大成功

平成16年10月15日、中部弁護士会

連合会の第52回弁護士大会が岐阜市で開かれ、午前中に「自然と地域振興の調和を目指して－中部地方の山岳自然公園の現状と未来－」と題してシンポジウムが行われた。

基調報告として、シンポジウム実行委員会から、この海外調査の成果も十分に取り入れた報告がなされ、非常に好評であった。パワーポイントを使い、すばらしいナレーションで自然や現状の報告をしたのである。

続いて横浜国立大学の加藤峰夫教授による基調講演、更に同加藤教授に加え信州大学の中村浩志教授、環境省の笹岡達男氏、丹生川村の小谷伸一村長の4名のパネリストによるパネルディスカッションを行った。乗鞍スカイラインのマイカー規制や丹生川村の五色ヶ原で始まったガイド制の入山規制などの取り組みも紹介された。問題点の量に比べ、シンポジウムの時間が少なかったかも知れないが、約260名の参加者があり、大変いいシンポジウムであったと言われている。

この報告は、調査から約4ヶ月もたちシンポジウムも終わった時に書くように言われ、記憶も不鮮明な部分もあるため、多少正確さに欠けるところがあるかも知れません。また、読みやすい文章にするように言われていますので、旅行記風にまとめてあります。海外調査の正確な報告は、実行委員でまとめた報告書があり、シンポで配布しました。きちんとした報告を知りたい方は、その報告書を参照するようにお願いします。

近弁連人権擁護大会報告

伊藤 明子 (兵庫県弁護士会)

11月26日、大阪市で第23回近畿弁護士会連合会人権擁護大会が開催され、第2分科会では『人と環境に優しい都市づくりを考える』―病める都市から持続可能な都市へ―というテーマでシンポジウムが開かれました。参加者は市民27名を含む109名でした。

冒頭で、参加者に日本の都市の現状をヨーロッパの諸都市と対比して認識してもらうため、パワーポイントを使った報告がなされた後、植田和弘京大大学院経済学研究科教授から「日本の都市の問題点とサステイナブル・シティ」と題する基調講演をいただきました。

講演では、公害防止条例など従来の日本の自治体主導の環境政策も一定の成果を上げてきたものの、経済成長や生産構造、化石燃料の使用などを根本的に見直すことなくして、持続的な都市づくりはありえないこと、求められているのは、汚染がないだけでなく、地域の環境資産を活用し、生活の質の向上をめざした住み心地のよいまちづくりであること、そのためには地域内部で自律性の強いまちづくりが必要であることなどが指摘されました。そして、環

境問題だけではなく交通弱者や小売業の活性化など環境・経済・社会の持続可能性をめざした都市モデルとして、脱自動車・路面電車のまちづくりを行ったフライブルグや、原発反対を契機として、ソーラー発電を中心としたエネルギー小規模分散型のソーラーリジョン構想を打ち出しているディールなどの取り組みが紹介され、サステイナブル・シティの形成には、地域からの取り組みが不可欠であること、また個別的政策目標は与えられるものではなく、市民が合意するものである、そのプロセス自体が重要であると締めくくられました。

続いて、植田教授、まちづくりNPOの代表2名、大阪市の都市計画担当者、箕面市長の5名でパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、地域からの取り組みのためには、市民が政策提案能力をつけることが必要であり、そのために、NPOや自治体のサポートや投資が不可欠であるという議論がなされた後、都市再生特別措置法については、経済の再活性化を目的としたもので、どのような都市をつくるかというビジョンが



シンポジウムの様子

欠落している、都市づくりについてのプロセスを示していないといった問題点があるほか、国主導で規制緩和するもので、民間活力の導入を期待できない地方都市の再生には有効でなく、結局は東京一極集中の従来型の都市開発が行われるだけであるとの厳しい指摘がなされました。また、最後に植田教授から、今後の課題として、住民の「まちづくり権」とでもいうべき権利の保障が必要ではないかと示唆されました。

難しいテーマだったこともあり、消化不良のまま議論が終了した感が否めませんでした。午後の大会では、「持続可能な都市づくりをめざして都市計画法の抜本的改正を求めた決議」が採択されました。

『概説 土地法 宅地から国土開発・自然保護まで』 (須田政勝著) を読んで

津留崎 直美 (大阪弁護士会)

私ごとですが、須田政勝先生は、日弁連・近弁連・大阪弁護士会の公害対策・環境保全委員会の先輩であ

るとともに、私が弁護士になって初めて参加した公害事件である大阪国際空港公害訴訟の先輩でもありま

す。しかも、配属された公共性班(国が主張する大阪国際空港や航空機輸送の公共性への反論を担当)の

班長として直接の上司でした。そういった関係で、常々同じ職業である弁護士に対して「先生」と呼ぶ習慣が欠しい私も、つい先生と呼んでしまう状況ですが、これからは書評ということもあって親愛の意味を込めて須田さんと呼ばせていただくことにします。

このような概説書については、3通りの読み方があると思います。その第1は教科書的に土地法に関して全体像を理解するためのもの、第2は具体的な法律問題に直面した時に、その解決の手がかりとして、当該部分を参考にさせてもらうためのもの、そして第3は現在の土地問題の課題について著者の主張を読み取り、実践に役立たせるためのもの、このようなものではないかと思われます。本来はこの3つの読み方をしたうえで書評を書くべきであると思われませんが、今回の私の読み方は、第1の読み方をしつつ、第3のさわりを理解しようとするものでした。

この本を読み始めて、まず感じたのは、このような多岐にわたる土地法の全体像を整理し、書き続けたことがいかに大変だったかという思いです。大阪国際空港公害訴訟弁護団の中でも須田さんの書かれる準備書面が体系的で、長いことは定評でしたが、それは須田さんが公害環境事件や委員会での活動を通じての見識と問題意識の旺盛さによるものと思われま。通して読むのは大変ですが、「はしがき」にもあるように土地法について「公法の分野では断片的な学術論文と各法律に関する解説書はあるが、それらの法律がどう関連し、どのように位置づけられるのかなどについて述べた『土地法』の書籍は皆無に近い。」という現状にあって「土地法を大局的、鳥瞰的に理解」させてもらうために、この本は貴重なものです。

もちろん、公法のみならず私法も

含めて土地法の全体像を詳細に明らかにするためには、475ページに及ぶこの本でも、須田さんとしては分量上足りなかったと思われます。「はしがき」にも「土地に関する法律はすこぶる多く、そのすべてにわたって述べるには『土地全集』にでもしなければ不可能なので、ここではその代表的な法律について、その関連を意識しながら叙述する。」「学説や判例に争いのあるところへは深く踏み込まず、伝統的な学説や判例に従って、できるだけ客観的に解説することを心掛けた。」と書かれています。しかし、各論においても、都市地域、農業地域、森林地域、自然保護地域、河川・湖沼、海浜、道路とほとんどが体系的に網羅されています。より詳細には、巻末のまとめられた参考文献や須田さんがこれから書かれるであろうものに任せたいと思います。

須田さんが想定した読者は、法律家ではなく、一般市民であるとのことですが、そのためもあってか、通常の法律書と違う2つの大きな特徴があります。その第一は注釈が一切ないということです。この点は思考の中断なく読み通すために大きな利点といえます。第二は、全体としても、また、各地域に分けて述べる各章毎においても、現状の紹介から始まり、法律の解説をはさんで最後は課題に終わるという体系となっているということです。こうあるべきという結論ではなく、課題という言葉で終わっているのは問題解決の難しさを示しているのではないかと思います。

奥ゆかしく課題という言葉で各章を終えてはいるものの、無秩序な乱開発から環境破壊を守るという問題意識からの、須田さんの主張は随所に表れています。須田さんは、環境破壊の原因として経済産業政策や地域開発政策があるとともに、土地利

用のあり方にも大きな問題があると考え、それに対して土地の公共性の再確認を求めています。具体的には土地の所有権の内在的な限界を指摘し、その基準として環境保全を重視すべきとし、土地利用にあたっての市民参加と計画性の重要性を強調しています。これらの問題意識や主張は須田さんのこれまでの公害裁判や委員会活動からの経験に裏付けされた見識に基づいており、この本を単なる概説書に止めないものにしていきます。

こういった主張はこの本の各部分にちりばめられていますが、特に「第I部 総論」の「第2章 土地法の歴史」や「第8章 地域開発法と環境保全法」の中でその問題意識が主に語られ、「第II部 各論」の各章の最後の「課題」と題する各節や「第15章 結び」でそれに対する考えが色濃く述べられています。

不勉強の身にあつて、この本の真に意図するものを紹介したかどうか不安ではありますが、一度手にとって様々な視点からお読みいただくことをお勧めします。

【発行日】

2005年1月17日

【発行】

日本弁護士連合会

公害対策・環境保全委員会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

Tel 03-3580-9841

Fax 03-3580-2866